

事務連絡
令和2年4月24日

公益社団法人全日本トラック協会長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長

新型コロナウイルス感染症対策下におけるアルコール検知器の取扱いについて

道路運送法令・貨物自動車運送事業法令では、自動車運送事業に係る輸送の安全を確保するため、運転者の変化を見逃すことのないよう、自動車運送事業者に対して乗務前後の運転者への点呼を行い、アルコール検知器の使用による酒気帯びの有無の確認等を実施することが義務づけられているところです。

今般、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、アルコール検知器の使用方法等については、アルコール検知器協議会の知見を踏まえ、下記のとおり留意することが適当と考えられるので、傘下会員に対する周知と併せ、引き続き感染予防を徹底して頂く旨の要請をお願いします。

記

1. アルコール検知器の除菌について

アルコール検知器を介しての感染に関し、新型コロナウイルスのみならず他の感染症については、ストローを使用者ごとに取り替える等により、使用者同士で直接的に接触しないことから、感染する可能性は極めて低いと考えられます。

このため、アルコール検知器を除菌することや、車両に備えられている携帯型アルコール検知器を活用する等複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底することも一案です。除菌に際しては、機器によって適切な除菌方法が異なることから、自社で使用する検知器のメーカーに問い合わせることが適当です。（※1）

2. アルコール検知器の誤検知の防止について

手指や検知器をアルコールで除菌した直後にアルコール検知器を使用すると、揮発したアルコールにより誤検知する可能性があることから、必要に応じてアルコール検知器協議会の作成したチラシ（※2）を参考にすること、除菌後一定時間を置いてからアルコール検知器を使用すること等の措置を探ることが適当です。

（※1）問合先については、アルコール検知器協議会ホームページ内に掲載予定です。

（※2）アルコール検知器協議会ホームページ内

「新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器の使用にあたっての留意事項」 <https://j-bac.org/topics/2020/95195/>

COVID-19

新型コロナウイルス対策に対応した アルコール検知器使用 にあたっての留意事項

新型コロナウイルスの対策として、手洗いとアルコール除菌が基本となっていますが、手指や検知器をアルコールで除菌した直後の測定による誤検知が散見されています。このため当協議会では、新型コロナウイルス対策を徹底しつつ、アルコール除菌による誤った判定を防ぐために、以下の4つの手順を推奨します。



手順①

手指を
アルコール除菌



手順②

石鹼で手指洗い



手順③

アルコール検知器
の使用



手順④

手指を
アルコール除菌



- ◎アルコール検知器を使用する際は、室内を事前に十分換気するか、風通しの良い環境を確保してください。
- ◎手指用のアルコール除菌剤は高濃度のアルコールが含まれており、特にジェルタイプの場合手指に付着したアルコールが完全に乾燥するまで時間がかかることがありますので、十分石鹼で手指洗いを行ってからアルコール検知器を使用してください。
- ◎また、アルコール検知器の近くに、アルコール消毒液又はアルコールを含む除菌剤や手指洗浄剤を置かないでください。
数値表示したり、数値がゼロに戻りにくくなる可能性があります。
- ※アルコール検知器の除菌方法は、各社の機器特性もありますので、ご使用メーカーにお問い合わせください。



アルコール検知器協議会
JAPAN BREATH ALCOHOL TESTING CONSORTIUM